

# 「原野商法」の 二次被害のトラブル多発

「土地を買い取ります」などの勧誘にはご注意ください！

## 勧誘の手口は？

①過去に原野等の土地を購入した消費者に対して、電話や自宅を訪問して「**土地を買い取る**」と勧誘がきます。



あなたの土地を  
買い取ります。



使っていない土地  
だし、自分の代で  
処分したい。

②土地が売れると安どしているところで様々な理由をつけて**金銭の支払を要求してきます**。

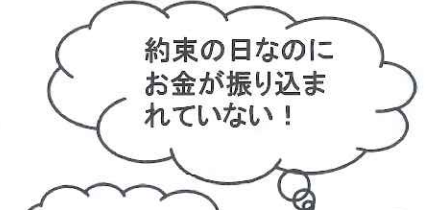


手数料費用を  
一時立て替えて  
ください。

節税対策で他の  
土地を買ったこと  
にしませんか。

お金は後で  
お返しします。

③要求された金銭を支払った後、自分の土地の売却代金の支払は受けられず、業者とは**連絡がつかなくなる**ことが多いです。



約束の日なのに  
お金が振り込ま  
れていない！



連絡が  
つかない！



## 注意するポイント

### 「土地を買い取る」「お金は後で返す」は常套句！

原野商法により取得した土地について、「**土地を買い取る**」などといった勧誘があった場合、土地の売却と別の土地の購入がセットになっていたり、後々、測量代や手数料費用、節税対策と称して代金を請求されたりします。

「**お金は後で返す**」と言われても、その後、**事業者とは連絡が取れなくなる**ことが多いので、**きっぱりと断りましょう**。



### ひとりで決めずに、**まずは相談！**

一度お金を支払ってしまうと、その**お金を取り戻すことは非常に困難**です。根拠がはっきりしない代金の請求があるなど、少しでも不審な点を感じたら、すぐにお金を支払うことは絶対にせず、**家族や消費生活センター等に相談**しましょう。

原野商法の二次被害のトラブルでは、**高齢者**が被害に遭うケースが目立ちます。

周りの人も、悩んでいる様子がないか、高齢者の日常生活に変化が生じていないか**気を配りましょう**。



困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」に御相談ください。  
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

消費者ホットライン188  
イメージキャラクター『イヤマン』

消費者ホットライン 電話（局番なし）188



# そんなときは、クーリング・オフ！

訪問販売や電話勧誘販売による取引は、  
契約書面を受け取った日から**8日間以内**であれば、**無条件で契約解除**ができます。

※ 特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには  
条件があります。対象になるかどうかの判断に困る場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

## 「クーリング・オフ」ってどうやるの？



### クーリング・オフの方法

- ① 必ずハガキなどの**書面**で行います。
- ② **契約年月日**、**契約した土地の地番**、**契約金額**、**販売会社**、**担当者名**、「**この契約を解除します**」ということを書きます。  
**あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。**
- ③ ハガキを書いたら、表・裏共にコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、**特定記録郵便**又は**簡易書留**などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎていているように見えても、契約を解除できる場合があります。  
諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！

### 書面の記載例

切手

××県×市×町×丁目×番×号

株式会社××× 御中

通知書

この契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日  
 契約した 〇〇県〇〇市〇〇  
 土地の地番 □□□-□□□□  
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
 販売会社 株式会社 ×××  
                   □□営業所  
                   担当者△△△△

支払った代金〇〇円を返金してください。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇〇〇

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」に御相談ください。  
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188

いやや!

消費者ホットライン188  
イメージキャラクター『イヤヤン』

